

第二条第一項中「市町村立学校県費負担教職員」を「市町立学校県費負担教職員」に改める。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第五十四条 佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「(市町村の組合を含む。以下同じ。)」を削る。

第五十五条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村立の」を「市町立の」に改める。

第三条第一項中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

第六条の三中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

第十三条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

第二十二條第五項中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例」に改める。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第五十六条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村立の」を「市町立の」に改める。

第四条第三号中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例」に改め、同条第八号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に

派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

第六条第一項中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正)

第五十七条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和五十九年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の定年等に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第五十八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担

教職員の処遇等に関する条例

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第五十九条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の育児休業等に関する条例

(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の再任用に関する条例の一部改正)

第六十条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の再任用に関する条例(平成十三年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の再任用に関する条例

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部改正)

第六十一条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例(平成十五年佐賀県条例第九号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第六十二条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の修学部分休業に関する条例  
(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)

第六十三条 佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「杵島郡山内町」を「武雄市」に改める。  
(佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正)

第六十四条 佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県唐津警察署の項の管轄区域の欄中「東松浦郡一円」を「東松浦郡玄海町」に改め、同表の佐賀県鹿島警察署の項及び佐賀県嬉野警察署の項を次のように改める。

佐賀県鹿島警察署 鹿島市大字中村 鹿島市、嬉野市のうち塩田町及

び藤津郡太良町

佐賀県嬉野警察署 嬉野市嬉野町 嬉野市(塩田町を除く。)

第六十五条 佐賀県警察の組織に関する条例の一部を次のように改正する。  
別表の佐賀県有田警察署の項、佐賀県武雄警察署の項及び佐賀県大町警察署の項を次のように改める。

佐賀県有田警察署 西松浦郡有田町 西松浦郡有田町

佐賀県武雄警察署 武雄市武雄町 武雄市(北方町を除く。)

佐賀県大町警察署 杵島郡大町町 武雄市のうち北方町及び杵島郡のうち大町町

第六十六条 佐賀県警察の組織に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県神埼警察署の項を次のように改める。

佐賀県神埼警察署 神埼市神埼町 神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)  
第六十七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「小城市」の下に「嬉野市」を加える。

別表第五の一の項中「藤津郡嬉野町」を「嬉野市嬉野町」に、「町道病院通り線」を「市道病院通り線」に、「町道鷹ノ巣線」を「市道鷹ノ巣線」に改め、同表の四の項中「藤津郡嬉野町」を「嬉野市嬉野町」に改める。

第六十八条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

別表第二中「嬉野市」の下に「神埼市」を加える。

附 則

この条例中第八条、第十条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第

第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>(利用者に対する発行手数料)</p> <p>第二条 法第三条第二項に規定する申請者は、同条第七項の規定により同条第六項に規定する電子証明書(以下「電子証明書」という。)の提供を受ける際、当該電子証明書の発行に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を同条第二項に規定する市町(次項において「住所地市町」という。)に納付しなければならない。</p> <p>2 住所地市町は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関(法第三十四条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>3 5 略</p>	<p>改正前</p> <p>(利用者に対する発行手数料)</p> <p>第二条 法第三条第二項に規定する申請者は、同条第七項の規定により同条第六項に規定する電子証明書(以下「電子証明書」という。)の提供を受ける際、当該電子証明書の発行に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を同条第二項に規定する市町村(次項において「住所地市町村」という。)に納付しなければならない。</p> <p>2 住所地市町村は、前項の規定により納付された発行手数料を指定認証機関(法第三十四条第一項に規定する指定認証機関であつて、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>3 5 略</p>
---	--

第一条(佐賀県男女共同参画推進条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者</p>	<p>改正前</p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町村、県民及び事業</p>
--	--

と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(市町及び県民に対する支援)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第十五条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 略

者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(市町村及び県民に対する支援)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第十五条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 略

第一条(佐賀県人権の尊重に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、人権の尊重について、県、市町及び県民の責務を明らかにし、同和問題及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、人権の尊重について、県、市町村及び県民の責務を明らかにし、同和問題及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(県の責務)</p> <p>第二条 県は、人権の尊重に関する県民相互の理解を深めるため、国及び市町と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第二条 県は、人権の尊重に関する県民相互の理解を深めるため、国及び市町村と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実</p>

<p>施に努めるものとする。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第三条 市町は、人権の尊重に関する住民相互の理解を深めるため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 知事は、前項の基本方針を定めるに当たっては、市町、関係団体等の意見を聴くものとする。</p>	<p>実施に努めるものとする。</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第三条 市町村は、人権の尊重に関する住民相互の理解を深めるため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 知事は、前項の基本方針を定めるに当たっては、市町村、関係団体等の意見を聴くものとする。</p>
<p>第一条 (佐賀県青少年健全育成条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
<p>改正後</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第三条 市町は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、地域の实情に即した青少年の健全な育成に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第四条 県民は、青少年が自ら向上発展の意欲をもつ、心身ともに健全な社会人として成長するように努めるとともに、県及び市町の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(健全育成の基本的施策)</p>	<p>改正前</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第三条 市町村は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、地域の实情に即した青少年の健全な育成に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第四条 県民は、青少年が自ら向上発展の意欲をもつ、心身ともに健全な社会人として成長するように努めるとともに、県及び市町村の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(健全育成の基本的施策)</p>
<p>第五条 県は、国及び市町と連携し、青少年の健全な育成に関する基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一〜四 略</p>	<p>第五条 県は、国及び市町村と連携し、青少年の健全な育成に関する基本的施策として、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>一〜四 略</p>
<p>改正後</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、高齢社会の到来など交通を取り巻く環境が変化する中で、本県においては死亡事故が全国に比して高い頻度で発生するなど交通事故が多発することにより、大きな社会的損失が生じている状況にかんがみ、県、市町その他交通安全に携わる団体が交通安全に関する教育及び普及啓発活動を連携して進めるとともに、県民一人一人が交通安全意識を徹底することにより、県民、とりわけ日常生活又は社会生活を送るうえで様々な制約を受ける高齢者、子ども、障害者等（以下「高齢者等」という。）の交通安全を確保し、もってすべての県民が安全で安心して共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 県は、交通安全の確保に関する施策を実施するに当たっては、国、市町その他交通安全に携わる団体と緊密な連</p>	<p>改正前</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、高齢社会の到来など交通を取り巻く環境が変化する中で、本県においては死亡事故が全国に比して高い頻度で発生するなど交通事故が多発することにより、大きな社会的損失が生じている状況にかんがみ、県、市町村その他交通安全に携わる団体が交通安全に関する教育及び普及啓発活動を連携して進めるとともに、県民一人一人が交通安全意識を徹底することにより、県民、とりわけ日常生活又は社会生活を送るうえで様々な制約を受ける高齢者、子ども、障害者等（以下「高齢者等」という。）の交通安全を確保し、もってすべての県民が安全で安心して共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 県は、交通安全の確保に関する施策を実施するに当たっては、国、市町村その他交通安全に携わる団体と緊密な</p>
<p>改正後</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 県は、交通安全の確保に関する施策を実施するに当たっては、国、市町その他交通安全に携わる団体と緊密な連</p>	<p>改正前</p> <p>(県の責務)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 県は、交通安全の確保に関する施策を実施するに当たっては、国、市町村その他交通安全に携わる団体と緊密な</p>

<p>携を図るものとする。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第三条 市町は、県の施策と相まって、当該市町の実情に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。</p> <p>(県民交通安全の日等)</p> <p>第六条 県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎月二十日を県民交通安全の日とし、県、市町その他交通安全に携わる団体は相互に連携して交通安全の啓発に努めるなど、県民の交通安全意識の高揚を図るために必要な施策を推進するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第九条 略</p> <p>3 県は、交通環境の整備を図るため必要があると認めるときは、国、市町等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p>	<p>連携を図るものとする。</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第三条 市町村は、県の施策と相まって、当該市町村の実情に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。</p> <p>(県民交通安全の日等)</p> <p>第六条 県民の交通安全意識の高揚を図るため、毎月二十日を県民交通安全の日とし、県、市町村その他交通安全に携わる団体は相互に連携して交通安全の啓発に努めるなど、県民の交通安全意識の高揚を図るために必要な施策を推進するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第九条 略</p> <p>3 県は、交通環境の整備を図るため必要があると認めるときは、国、市町村等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p>
<p>第一条 (佐賀県環境基本条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施</p>
<p>基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第五条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、その市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 県は、市町及び県民等と協力し、環</p>	<p>策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 県は、市町村及び県民等と協力し、</p>

<p>環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>(市町への支援)</p> <p>第三十条 県は、市町が実施する環境の保全に関する施策を支援するように努めるものとする。</p>	<p>環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。</p> <p>(市町村への支援)</p> <p>第三十条 県は、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するように努めるものとする。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第一条 (佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進について、県、市町、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の形成並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 県は、市町が新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、実施しようとするときは、助言、情報の提供等必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>第一条 (佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の形成並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 県は、市町村が新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、実施しようとするときは、助言、情報の提供等必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(市町の役割)</p> <p>第四条 市町は、その事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めるものとする。</p> <p>2 市町は、県が実施する新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。</p>	<p>(市町村の役割)</p> <p>第四条 市町村は、その事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に努めるものとする。</p> <p>2 市町村は、県が実施する新エネルギーの研究開発・導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>第一条 (佐賀県福祉のまちづくり条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、福祉のまちづくりについて、県、市町、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項及び障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備に關し必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第五条 市町は、県の施策と相まって、当該市町の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者は、その事業の用に供す</p>	<p>第一条 (佐賀県福祉のまちづくり条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、福祉のまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項及び障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備に關し必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第五条 市町村は、県の施策と相まって、当該市町村の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者は、その事業の用に供す</p>